

会 議 録

会議の名称		令和４年度第２回つくば市指定管理者候補者選定検討会議		
開催日時		令和４年１０月１３日（木）１４：２０～１５：３０		
開催場所		市役所　５階　庁議室		
事務局（担当課）		政策イノベーション部企画経営課		
出席者	委員	高谷委員、武田委員、太崎委員、濱渦委員、松永委員、宮田委員、松本副市長（座長）、大越政策イノベーション部次長、中島財務部長、大久保市民部長（つくばカピオ所管）		
	主管課	文化芸術課：矢口課長、矢口課長補佐、矢口係長、大野係長（記録者）		
	事務局	企画経営課：横田課長、中村課長補佐、岩橋係長、高橋主任、瀬戸主任		
公開・非公開の別		☐ 公開 ☐ 非公開 ☒ 一部公開	傍聴者数	０人
非公開の場合はその理由		選定にあたっては、企業の内部事情やノウハウ等、つくば市情報公開条例第５条第２号（法人等事業活動情報）に該当する情報の聴取が予想されるため非公開とする。		
会議次第	１　開会			
	２　つくばカピオに係る指定管理者候補者の選定			
	（１）実績評価表及び類似施設の運営状況について			
	（２）採点表における加減点の承認について			
	（３）申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点			
	① 公益財団法人つくば文化振興財団			
	（４）集計結果報告及び指定管理者候補者の決定			

＜審議内容＞

○事務局 続きまして、つくばカピオに係る選定を行いたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。

初めに、配付資料の確認を行います。

【資料確認】

それでは、この後の会議の進行につきましては、座長である松本副市長に行ってください。よろしくお願いいたします。

○座長 どうぞよろしくお願いいたします。続きまして、つくばカピオに係る指定管理者候補者の選定を行いたいと思います。第1回目の会議で決定したとおり、第2回目以降の会議では、申請者によるプレゼンテーション、ヒアリングの際にはつくば市情報公開条例に規定される不開示情報を含むものとして、プレゼンテーションの前までは公開で、プレゼンテーション以降は非公開いたします。

それでは傍聴者の方、いらっしゃいますか。

-傍聴者なし-

○座長 いないということですので会議を進めさせていただきます。まず採点表における加減点について承認を行うために、次第の3（1）実績評価表及び類似施設の運営状況について、所管課の文化芸術課から説明をお願いします。

○文化芸術課 【実績評価表及び類似施設業務実績一覧表について説明】

○座長 ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いします。

○委員 評価ランクBということなのですが、令和2年度までの3年間はAをとっていたという点で、点数が減少した箇所は事業収支がマイナスになってしまったところだけなのでしょうか。

○文化芸術課 収支以外の項目につきましては、仕様書通りに行っていた部分に関して、これまで加点としていたのですが、それを標準点に落としたことで、評価が変わりました。

○座長 他にご質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、文化振興財団につきまして、実績評価による評価がランク B となっておりますので、採点表の加減点は 0 点ということになります。これにご異議ないでしょうか。

-異議なし-

○座長 それでは加減点は 0 点といたしたいと思います。皆様お持ちの採点表があると思いますが、一番下から 2 番目のところに加減点を書く欄がございます。そこに 0 と書いていただきたいと思います。

○座長 それでは続けさせていただきたいと思います。選定にあたりましては申請のあった団体等からのプレゼンテーションを受けまして、先ほどの採点表を使って委員の皆様には採点をしていただきたいと思います。

次に、プレゼンテーションに移りたいと思いますが、その前に全体の進め方などで、疑問点がある方はお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではプレゼンテーションに移らせていただきます。つくば文化振興財団の入室をお願いします。

【つくば文化振興財団によるプレゼンテーション】

○座長 御説明ありがとうございました。質問のある委員の方は挙手をして質問をお願いいたします。

【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 その他ありましたらお願いします。

【つくば市情報公開条例第 5 条第 2 号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にありましたらお願いします。

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にありましたらお願いします。

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にありましたらお願いします。

○委員 多くの方が利用する施設ですので、安全・安心というところを強調されたと思うのですが、コンサートなどのイベント最中を想定した訓練などは行っているのか、それともそういった災害対応のマニュアルがあるのでしょうか。

○つくば文化振興財団 訓練につきましては、年2回、行っております。3、4年前に避難訓練コンサートを実施しました。実際に演奏中に災害が起きて外に避難をする、といった内容になります。毎年行っているわけではないですが、定期的に実施していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。やはり、定期的に行わないと機能しないものであるので、今後も適切によりしくお願いいたします。

○座長 他にありましたらお願いします。

○委員 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」にある文化の発信の拠点となる取り組みについて、今後の自主事業の展開についての展望をお聞かせください。

○つくば文化振興財団 施設が文化の発信の拠点となる意識は持っています。これまで親子向けのコンサートや楽器作り等を行っていました。コロナ以前に行っていたような自主事業を再度行っていきたいと考えております。たくさんの方に来ていただき、情報を発信できたらと思います。

○委員 市民のニーズを運営に取り入れていくということで、カピオに関心の

ない方などへの誘致が重要になってくると思いますが、そちらについてはどう考えているのか、お聞かせください。

○つくば文化振興財団 利用者はリピーターの多い施設です。つくば市に様々な施設ができて、人の流れが活発になっています。そのような中で、つくばカピオを会議で使いたい人などが出てきていますので、そういった方に丁寧な案内をしていきたいと考えています。また、いろいろな使い方ができることを周知していきたいと考えております。

○委員 ありがとうございます。

○座長 他にありましたらお願いします。

【つくば市情報公開条例第5条第2号（法人等事業活動情報）に該当する質疑応答】

○座長 他にありましたらお願いします。では質問は以上になりますので、申請者の方ありがとうございます。これで退席いただいて結構です。

【申請者退出】

○座長 それでは、採点表にご記入をお願いします。事務局や所管課へ質問がありましたらお願いいたします。

特にないようでしたら、採点表の記入をお願いいたします。

～採点～

それでは、事務局で回収させていただきまして、集計に入りたいと思います。

○事務局 それでは集計の間、休憩とさせていただきたいと思います。

【休憩】

○座長 では会議を再開したいと思います。集計結果について事務局から報告をお願いします。

○事務局 集計結果について御報告させていただきます。申請者1者に、プレゼンテーションを行っていただき、事務局にて集計を行いました。

本日の基礎資料4「つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準」の第5条第3項にて、「委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない」と規定しております。

今回は、先ほどお配りさせていただきました採点結果表にも記載しておりますが、基準点48点としており、「適」と評価した委員が10名、「否」と評価した委員が0名となりました。つきましては、委員の過半数以上が基準点以上と評価しているため、申請者公益財団法人つくば文化振興財団を候補者として選定することに差し支えございません。

○座長 ただいまの事務局からの報告につきまして御質問等ありましたらお願いいたします。皆様よろしいでしょうか。

それでは本検討会議の結論として、申請者公益財団法人つくば文化振興財団をつくばカピオの指定管理者候補者として市長へ報告いたします。皆様よろしいでしょうか。

- 異議なし -

○座長 それでは、事務局から報告書案について説明をお願いします。

○事務局 **【報告書(案)について説明】**

○座長 ただいまの説明について御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは今事務局からもありましたように市長に報告し、12月議会において指定管理者指定議案として上程いたします。

それでは最後に事務局から連絡事項等ございましたらお願いいたします。

○事務局 **【連絡事項】**

○座長 それでは、つくばカピオに係る指定管理者候補者の選定を終了いたします。委員の皆様には御多忙中、公平な選定に御協力いただきましてありがとうございました。

<終了>

令和4年度第2回つくば市指定管理者候補者選定検討会議 次第

日時 令和4年(2022年)10月13日(木) 13時30分から

場所 つくば市役所本庁舎5階 庁議室

令和4年度選定対象施設：○つくば市立ノバホール

○つくばカピオ

○つくば市ふれあいプラザ

1 開会

2 つくば市立ノバホールに係る指定管理者候補者の選定 (P25～36 資料1)

- (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における加減点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①公益財団法人つくば文化振興財団
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

3 つくばカピオに係る指定管理者候補者の選定 (P37～48 資料2)

- (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における加減点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①公益財団法人つくば文化振興財団
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

4 つくば市ふれあいプラザに係る指定管理者候補者の選定 (P49～59 資料3)

- (1) 実績評価表及び類似施設の運営状況について
- (2) 採点表における加減点の承認について
- (3) 申請者プレゼンテーション及び質疑応答並びに採点
①常陸興業株式会社
- (4) 集計結果報告及び指定管理者候補者の決定

5 閉会

配付資料

基礎資料1	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
基礎資料2	つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（一部抜粋）
基礎資料3	つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱
基礎資料4	つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準 （指定管理者候補者選定検討会議 採点表 及び 実績評価表）
基礎資料5	令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿（3施設分）
参考資料1	つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例
参考資料2	つくば市情報公開条例（一部抜粋）
資料1	ノバホールに係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・実績評価表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)
資料2	つくばカピオに係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・実績評価表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)
資料3	ふれあいプラザに係る指定管理者候補者選定検討会議採点表・実績評価表・類似施設業務実績一覧表・指定管理者候補者選定検討結果報告書(案)

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成16年12月28日

条例第37号

改正 平成27年 9 月25日 条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設の管理を行わせる指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、指定管理者を公募するときは、あらかじめ次に掲げる事項等を告示するものとする。

- (1) 管理を行う公の施設の名称及び所在地
- (2) 管理の基準及び業務の範囲
- (3) 管理を行う期間
- (4) 指定の申請に係る資格要件
- (5) 指定に係る申請の方法
- (6) 公募に係る応募期間（以下「申請期間」という。）
- (7) 施設の利用者数、決算その他運営状況に関する資料（新規施設にあつては事業実施計画書等）

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、申請期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類
- (指定管理者の指定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、及び議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書に基づく公の施設の管理運営が住民の平等利用を確保するものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるものであり、かつ、公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を、安定的で、かつ、継続的に行うことができる人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

2 第2条第1項の規定にかかわらず、市長は、公の施設の設置目的を効果的、かつ、適正に達成することができるものと認められる団体で、つくば市が出資しているものを指定管理者の候補者として選定することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理する公の施設の利用状況その他の管理業務状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告等)

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実

地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理が適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平27条例37・旧第10条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年条例第37号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

〇つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規

則（一部抜粋）

平成17年 2 月24日

規則第 5 号

改正 平成23年 8 月24日規則第37号 平成26年 7 月28日規則第48号

平成29年 1 月27日規則第 2 号 平成31年 3 月22日規則第10号

令和 4 年 3 月31日規則第45号 令和 4 年 9 月27日規則第79号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（申請書等）

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める申請書は、指定申請書（様式第 1 号）とする。

2 条例第 3 条第 1 号の事業計画書は様式第 2 号に、同号の収支予算書は様式第 3 号によるものとする。

3 条例第 3 条第 2 号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する団体が新規設立の理由により第 3 号に掲げる書類を作成できない旨の理由書の提出があった場合は、この限りでない。

(1) 申請に係る団体の概要書（様式第 4 号）

(2) 申請に係る団体の定款又は寄附行為の写し及び履歴事項全部証明書（法人以外の団体にあつては、規約、会則その他これらに類するもの、役員名簿及び代表者の住民票の写し）

(3) 第 1 項の申請書を提出する日の属する事業年度を除いた直近 3 事業年度分の次に掲げる書類

ア 申請に係る団体の活動状況、経営状況等が確認できる事業報告書

イ 申請に係る団体の収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

(平23規則37・平29規則2・令4規則79・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第3項第1号の規定の適用については、この規則の公布の日から平成17年3月6日までの間は、同号中「登記事項証明書」とあるのは、「登記簿の謄本」とする。

附 則（平成23年規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年規則第10号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第45号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

つくば市指定管理者候補者選定検討会議設置要綱

(設置)

第1条 つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年つくば市条例第37号。以下「条例」という。）第4条の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設（以下「指定予定施設」という。）に係る指定管理者の候補者の検討を行い、当該検討結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 検討会議は、指定管理者に管理を行わせようとする指定予定施設ごとに設置する。ただし、複数の施設の管理を同一の指定管理者に行わせようとするときは、複数の施設で一の検討会議とすることができる。

2 検討会議は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 学識経験等を有する者で市長が選定するもの

(2) 市内に在住し、在勤し、在学する者で、公募により市長が選定するもの

(3) 政策イノベーション部を担当する副市長（以下「副市長」という。）、指定予定施設を所管する部等の職員及び市長が適当と認める部等の職員

4 市長が委嘱する検討会議の委員の任期は、委嘱を受けた日から指定予定施設の指定管理者の指定を行う日までとする。

(会議等)

第4条 検討会議に座長を置く。

2 座長は、副市長をもって充てる。

指定管理 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

5 検討会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

6 検討会議の会議は公開する。ただし、座長の発議により出席した委員の半数以上が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、公開しないことができる。

(1) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）第 5 条各号の不開示情報に関し検討を行う場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

7 審査の対象となる者と利害関係を有する委員は、当該審査に係る会議に出席することができない。ただし、条例第 4 条第 2 項に規定する者を指定予定施設の指定管理者の候補者として選定することについて検討を行う場合は、この限りではない。

（委員の責務）

第 5 条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、会議の過程において知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。委員としての任期が終了した後も同様とする。

（結果の公表）

第 6 条 検討会議の作業の概要については、公表するものとする。

（庶務）

第 7 条 検討会議の庶務は、政策イノベーション部企画経営課において行う。

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、別に定めるもののほか、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。）における指定管理者候補者（以下「候補者」という。）及び候補者の次に候補者としての資格を有する者（以下「次点候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(採点表)

第2条 検討会議における候補者及び次点候補者の審査及び選定に当たっては、別紙1の採点表を用いるものとする。

2 審査項目の配点は原則として5段階評価とするが、特に必要と認める審査項目については7段階評価を用いることができるものとし、施設の特性や設置目的に応じて適切に定めるものとする。

(実績評価表)

第3条 現指定管理者が指定管理業務を行っている施設に申請した場合、施設所管課は、これまでの管理運営の実績を別紙2の実績評価表を用いて総合評価を行い、検討会議に報告するものとする。

2 前項の総合評価を、実績評価による加減点として採点表に反映させるものとする。

(検討会議による承認)

第4条 採点表における各審査項目の配点及び実績評価による加減点については、検討会議の承認を得るものとする。

(基準点)

第5条 指定管理者として施設の管理運営業務を行う能力を有するか否かを判断するために、基準点を設ける。

2 基準点は、各審査項目の配点の中間値の合計とする。

- 3 委員の過半数が基準点に満たないと評価した申請者については、候補者及び次点候補者として選定しない。

(選定方法)

第6条 候補者及び次点候補者を選定するに当たりヒアリング等を行い採点を実施し、候補者及び次点候補者を選定するものとする。

- 2 候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 申請者が1者の場合 各委員は、基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 申請者が2者以上の場合 各委員は、基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

- 3 次点候補者の選定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 候補者以外の申請者が1者の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者を適とし、委員の過半数が適と認めた場合に次点候補者を選定する。適否同数のときは、委員の協議により選定するものとする。

(2) 候補者以外の申請者が2者以上の場合 各委員は、候補者以外の基準点を満たした者に対し合計点数による順位付けを行い、第1順位の最も多い者を次点

候補者として選定するものとする。同点により第1順位となる者が2者以上となった場合にはいずれの者も第1順位とし、次の順序により比較し、順位を決定するものとする。

ア 指定管理料提示額の最も低い者

イ 全ての審査項目の全委員の合計点数の合計の最も高い者

ウ 7段階評価の審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

エ 施設の運営(1)、施設の運営(2)、施設の運営(3)、施設の運営(4)及び管理運営に関する収支予算の5つの審査項目の全委員の点数の合計の最も高い者

附 則

この基準は、平成28年8月9日から施行する。

この基準は、平成29年2月3日から施行する。

この基準は、令和4年7月1日から施行する。

つくば市〇〇〇〇〇 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号		
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号		
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号		
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳		
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮されているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)		
5	個人情報の保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号		
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号		
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号		
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳		
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳		
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状況、事業報告書、収支決算書、納税		
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等活動状況、事業報告書		
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内訳、労働環境確認シート		
13	市内に主たる事務所を有しているか			
14	(その他、施設所管課で設定する項目があれば入力) ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など			
15	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数				(基準点)
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	
評価対象期間	

1 施設の概要

施設概要	名称									
	所在地									
	関係条例等									
	設置目的									
指定管理者	名称									
	所在地									
指定管理業務の内容										
指定期間										
総合評価(年度評価)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)	和暦 (西暦)	年度 (年度)

管理運営実績データ

施設名

	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等			
自主事業 (講座・セミナー等)			
アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)			
収支状況			

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評 点
項目	視 点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	
【評価の理由】		
(2) 運営状況		評 点
項目	視 点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	
【評価の理由】		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3)収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】	

【総合評価】

合計評点		評価ランク	
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回る素晴らしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なもの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加点
 A: 3点加点
 B: 0点
 C: 3点減点
 D: 5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿

(A) つくば市立ノバホール

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	高谷 豊	税理士
3		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
4		太崎 駿	市民委員
5		野尻 潤一郎	つくばで第九運営委員会委員長
6		松永 太	市民委員
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保 克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越 勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		中島 弘志	つくば市財務部長

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿
(B) つくばカピオ

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	高谷 豊	税理士
3		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
4		太崎 駿	市民委員
5		濱渦 京子	つくば子ども劇場 代表
6		松永 太	市民委員
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保 克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越 勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		中島 弘志	つくば市財務部長

令和4年度つくば市指定管理者候補者選定検討会議 委員名簿
(C) つくば市ふれあいプラザ

(敬称略)

	外部・庁内別	氏 名	所 属 等
1	座長	松本 玲子	つくば市副市長
2	外部委員	岡田 克司	元学校長 つくば市生涯学習審議会委員
3		高谷 豊	税理士
4		武田 直樹	茨城大学 社会連携センター 講師
5		太崎 駿	市民委員
6		松永 太	市民委員
7		宮田 美冬	社会保険労務士
8	庁内委員	大久保 克己	つくば市市民部長（施設所管部）
9		大越 勝之	つくば市政策イノベーション部次長
10		篠塚 英司	つくば市総務部長

〇つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例

平成29年12月22日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、附属機関の会議及び懇談会等を公開すること等により、市政運営における透明性の向上を図り、及び市民の市政運営に対する理解を深め、もって開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関をいう。
- (2) 懇談会等 市民、有識者等のうち執行機関が選任した者から意見、知見等を聴取し、市政運営の参考とすることを主な目的として開催する懇談会、懇話会、検討会、研究会その他市政運営上の会議をいう。
- (3) 執行機関 地方自治法第138条の4第1項の規定に基づき市に置かれる執行機関のうち附属機関の属する執行機関又は懇談会等を開催する執行機関をいう。

(会議公開の原則)

第3条 附属機関の会議及び懇談会等は、これを公開する。

(非公開とすることができる会議)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、執行機関又は附属機関若しくは懇談会等の長は、附属機関の会議又は懇談会等の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において、つくば市情報公開条例（平成27年つくば市条例第27号）第5条に規定する不開示情報（以下「不開示情報」という。）が発言される見込み

があるとき。

- (2) 会議を公開することにより，公正又は円滑な会議の運営に著しい支障が生じ，会議の目的が達成されないと認められるとき。

(会議の非公開の決定方法)

第5条 前条の規定による附属機関の会議及び懇談会等の非公開の決定は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 前条第1号に該当するおそれがあるとき 次のいずれかの方法

ア 執行機関が規則で定める事項を勘案し，決定する方法

イ 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り，規則で定める事項を勘案し，決定する方法

- (2) 前条第2号に該当するおそれがあるとき 附属機関又は懇談会等の長が当該附属機関の会議又は当該懇談会等に諮り決定する方法

(会議開催の事前公表)

第6条 執行機関は，規則で定めるところにより，附属機関の会議及び懇談会等の名称，開催日時その他の規則で定める事項を当該会議を開催する日の7日前までに公表しなければならない。ただし，緊急に附属機関の会議又は懇談会等が開催されるときは，この限りでない。

(会議の傍聴等)

第7条 附属機関の会議及び懇談会等を傍聴することができる者の数は，その都度，執行機関が定める。

- 2 附属機関の会議又は懇談会等を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすと認められる者その他の規則で定める者は，当該会議を傍聴することができない。

- 3 附属機関の会議又は懇談会等を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は，規則で定める事項を遵守し，及び会場の秩序維持に関して附属機関又は懇談会等の長の指示に従わなければならない。

- 4 附属機関及び懇談会等の長は，傍聴人が前項の指示に従わないときは，当該傍

聴人に対し、退場を命ずることができる。

(会議資料の閲覧)

第8条 執行機関は、附属機関の会議及び懇談会等が公開されるときは、当該会議の資料（不開示情報が記載されているものを除く。以下同じ。）を傍聴人の閲覧に供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 執行機関は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等について、公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後遅滞なく会議録を作成しなければならない。

(会議録の写し等の公表)

第10条 執行機関は、規則で定めるところにより、公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつては前条の規定により作成した会議録及び当該会議の資料を、非公開の附属機関の会議及び懇談会等にあつてはその概要を記録したものを公表しなければならない。

(公開状況の公表)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、附属機関の会議及び懇談会等の公開状況について、公表しなければならない。

(他の条例に特別の定めがある場合の取扱い)

第12条 附属機関の会議の公開等について、他の条例に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年2月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関の会議及び懇談会等から適用する。

(つくば市政治倫理審査会条例の一部改正)

- 2 つくば市政治倫理審査会条例（平成13年つくば市条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市開発審査会条例の一部改正)

- 3 つくば市開発審査会条例（平成18年つくば市条例第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市教育特区学校審議会条例の一部改正)

- 4 つくば市教育特区学校審議会条例（平成19年つくば市条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市ラブホテルの建築等規制条例の一部改正)

- 5 つくば市ラブホテルの建築等規制条例（平成20年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(つくば市農業委員会委員候補者選考会条例の一部改正)

- 6 つくば市農業委員会委員候補者選考会条例（平成29年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

つくば市情報公開条例（一部抜粋）

平成 27 年 7 月 1 日

条例第 27 号

（行政文書の開示義務）

第 5 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

（1）（略）

（2） 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（3）～（6）（略）

（平 29 条例 22・一部改正）

つくば市立ノバホール 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と 対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮され ているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配 慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			80	(基準点) 48
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	市民部文化芸術課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市立ノバホール			
	所在地	つくば市吾妻一丁目10番地1			
	関係条例等	つくば市立ノバホール条例			
	設置目的	地域の芸術文化の振興と住民福祉の増進図り、もって文化水準の向上に寄与するため。			
指定管理者	名称	公益財団法人つくば文化振興財団			
	所在地	つくば市竹園1丁目10番地1			
指定管理業務の内容		指定管理者が行う業務 (1) 利用に関する業務 ① 利用の受付及び許可 ② 利用料金の收受 ③ 利用の促進 (2) 管理運営に関する業務 ① 組織体制及び人員配置等 ② 個人情報保護及び情報公開 ③ 事業計画書等の作成 ④ 事業報告書等の作成 ⑤ 環境への配慮 (3) 維持管理に関する業務 ① 施設維持管理業務 ② 保守点検業務 ③ 運転操作及び監視業務 ④ 建築物環境衛生管理業務 ⑤ 備品管理業務 ⑥ 清掃業務 ⑦ 保安警備業務 ⑧ 掲示物・配布物の管理 (4) 事業に関する業務 ① 地域の芸術文化の振興を図り、文化水準の向上を目指すための業務 ② 公演、演劇の企画運営			
指定期間		平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)			
総合評価(年度評価)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
		A	A	A	B

管理運営実績データ

施設名	つくば市立ノバホール		
	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	ノバホールは、国内でも有数の優れた音響効果を持つホールとして、市民サービスの向上を図りながら効率的な運用を行い、これまでの稼働率を維持していく。 また、小ホールの利用促進を図る。 目標値(利用率)としては、大ホール80%以上、小ホール60%以上を維持する。	【平成30年度】 ○ホール ・利用日数 : 242日 ・利用可能日数 : 288日 ・利用率 : 84% ・利用人数 : 97,837人 ○小ホール ・利用日数 : 193日 ・利用可能日数 : 297日 ・利用率 : 65% ・利用人数 : 16,526人 【令和元年度】 ○ホール ・利用日数 : 222日 ・利用可能日数 : 279日 ・利用率 : 80% ・利用人数 : 88,181人 ○小ホール ・利用日数 : 183日 ・利用可能日数 : 301日 ・利用率 : 61% ・利用人数 : 14,007人 【令和2年度】 ○ホール ・利用日数 : 76日 ・臨時休館 : 68日 ・利用可能日数 : 224日 ・利用率 : 34% ・利用人数 : 10,444人 ○小ホール ・利用日数 : 74日 ・臨時休館 : 68日 ・利用可能日数 : 243日 ・利用率 : 30% ・利用人数 : 2,582人 【令和3年度】 ○ホール ・利用日数 : 151日 ・臨時休館 : 39日 ・利用可能日数 : 268日 ・利用率 : 56% ・利用人数 : 35,936人 ○小ホール ・利用日数 : 114日 ・臨時休館 : 39日 ・利用可能日数 : 296日 ・利用率 : 39% ・利用人数 : 6,452人	令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、つくば市からの指示により施設の臨時休館などを行ったほか、利用者の判断による利用控えや予約のキャンセルがあり、平常時より利用率は低迷したが、令和3年度からは「大声なし」のイベントでは100%の収容率に戻り、少しずつ利用者が増えてきた。 また、令和3年度にはキャッシュレス決済の導入等感染症拡大防止対策を行ったことで、令和2年度を上回る結果となった。
自主事業 (講座・セミナー等)	施設の特性の理解を深める体験型企画や、小ホールの利用促進を図るため、ピアノの無料開放を企画する。	【H30年度実績】 ○子供も大人もいっしょにおとぎの国の音楽界～メロディパフェ&MOEMI お話&コンサート ○ピアノおためし会 【R元年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止 【R2年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止 【R3年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止	例年2月ごろに自主事業として「バックステージツアー」や、「ピアノの試奏会」を行っていたが、令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により中止となっている。

アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)	利用者の立場にたった施設運営を行う。また、利用者へのアンケートを実施し、利用者の意見や要望をもとに、職員研修等を行い、今後のサービス改善につなげていく。	〔H30年度利用者アンケート〕 回答数 174件 ・管理状況 「満足」94% 「普通」6% 「不満」0% 「無回答」0% ・利用しやすさ 「満足」91% 「普通」8% 「不満」0% 「無回答」1% ・職員の対応 「満足」96% 「普通」3% 「不満」0% 「無回答」1% 〔R元年度利用者アンケート〕 回答数 210件 ・管理状況 「満足」95% 「普通」4% 「不満」0% 「無回答」1% ・利用しやすさ 「満足」92% 「普通」6% 「不満」0% 「無回答」1% ・職員の対応 「満足」96% 「普通」3% 「不満」0% 「無回答」1% 〔R2年度利用者アンケート〕 回答数 87件 ・管理状況 「満足」97.6% 「普通」1.2% 「不満」0% 「無回答」1.2% ・利用しやすさ 「満足」97.7% 「普通」0% 「不満」0% 「無回答」2.3% ・職員の対応 「満足」97.7% 「普通」0% 「不満」0% 「無回答」2.3% 〔R3年度利用者アンケート〕 回答数 132件 ・管理状況 「満足」97.7% 「普通」1.5% 「不満」0% 「無回答」0.8% ・利用しやすさ 「満足」95.5% 「普通」3.8% 「不満」0% 「無回答」0.7% ・職員の対応 「満足」98.4% 「普通」0.8% 「不満」0% 「無回答」0.8%	全体を通して、アンケートの結果、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。特に令和2、3年度は「管理状況」「利用のしやすさ」「職員の対応」とも95%以上が「満足」と回答しており、適切な管理運営が行われていることがうかがえる。
--	---	---	---

収支状況	〔H30年度計画〕 ・収入(合計:84,697,000円) - 指定管理料 50,300,000円 - 利用料収入 32,900,000円 - その他 1,497,000円 ・支出(合計:84,697,000円) - 人件費 29,789,000円 - その他経費 54,908,000円	〔H30年度決算〕 ・収入(合計:86,669,592円) - 指定管理料 50,300,000円 - 利用料収入 35,245,606円 - その他 1,123,986円 ・支出(合計:87,413,686円) - 人件費 26,535,422円 - その他経費 60,878,264円	令和元年度以降は新型コロナウイルスの影響により、つくば市の指示で臨時休館の期間があった。令和3年度は、臨時休館期間以外では令和2年度よりも利用率が少しずつ増えてきたが、計画よりも利用料収入が少なくなっている。
	〔R元年度計画〕 ・収入(合計:86,219,000円) - 指定管理料 50,301,000円 - 利用料収入 34,416,000円 - その他 1,502,000円 ・支出(合計:86,219,000円) - 人件費 27,155,000円 - その他経費 59,064,000円	○差引収益 -744,094円 〔R元年度決算〕 ・収入(合計:85,105,199円) - 指定管理料 50,900,000円 - 利用料収入 33,107,873円 - その他 1,097,326円 ・支出(合計:84,497,589円) - 人件費 28,088,354円 - その他経費 56,409,235円	
	〔R2年度計画〕 ・収入(合計:88,404,000円) - 指定管理料 51,400,000円 - 利用料収入 35,500,000円 - その他 1,504,000円 ・支出(合計:88,404,000円) - 人件費 29,420,000円 - その他経費 58,984,000円	○差引収益 607,610円 〔R2年度決算〕 ・収入(合計:66,280,125円) - 指定管理料 51,400,000円 - 利用料収入 7,801,069円 - 補償金 4,658,178円 - その他 2,420,878円 ・支出(合計:76,511,907円) - 人件費 26,602,458円 - その他経費 49,909,449円	
	〔R3年度計画〕 ・収入(合計:95,841,000円) - 指定管理料 58,869,000円 - 利用料収入 35,451,000円 - その他 1,521,000円 ・支出(合計:95,841,000円) - 人件費 27,470,000円 - その他経費 68,371,000円	○差引収益 △10,231,782円 〔R3年度決算〕 ・収入(合計:92,948,899円) - 指定管理料 58,869,000円 - 利用料収入 21,338,968円 - 補償金 3,002,899円 - その他 9,738,032円 ・支出(合計:94,075,442円) - 人件費 25,785,404円 - その他経費 68,290,038円	
		○差引収益 △1,126,543円 【利用料金の減免状況】 ・平成30年度 日数 27日 金額 3,072,060円 ・令和元年度 日数 24日 金額 3,143,730円 ・令和2年度 日数 5日 金額 387,700円 ・令和3年度 日数 2日 金額 476,460円	

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評 点
項目	視 点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	3
【評価の理由】 ①施設の維持管理については、仕様書に基づく管理のほか必要に応じた清掃、警備、保守点検、環境配慮等も法基準に則した保守管理を実施している。また、手指消毒液やアクリル板の設置、非接触型体温計の貸出し、キャッシュレス決済の導入等の新型コロナウイルス感染症対策を行っている。 ⑦危機管理体制については、警察と定期的に利用者状況を共有し、巡回の強化をお願いする等、連携を図っている。		
(2) 運営状況		評 点
項目	視 点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	2
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	4
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	2
【評価の理由】 ⑥利用者アンケートでは、「職員の対応」で「満足」という回答が4年間平均で全体の95%以上となった。		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3) 収支状況		評 点
項目	視点	
①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	1
【評価の理由】 ②令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症対策のため施設の臨時休館を行ったほか、臨時休館期間以外も利用者の利用控えや予約のキャンセルが多かったため、利用料収入は計画よりも少なく、全体の収支はマイナスとなった。		

【総合評価】

合計評点	37	評価ランク	B
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			
(公財)つくば文化振興財団は、平成18年度からノバホールの指定管理を行っており、平成30年度から5期目に入っている。指定管理期間中は、着実に稼働率を向上させ、利用者からのアンケートでも高い評価を得るなど、指定管理者として十分な能力を有している。 収支状況についても、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス感染症のため臨時休館や利用控えの影響があり収入は減少したが、これまでの実績を考慮すると安定しており、指定管理者による経営努力が認められ、評価に値する。また、何らかの問題が発生した場合でも、ノバホールの職員から速やかに担当課への報告が行われており、状況に応じて、迅速かつ適切な対応ができていることも評価できる。 今後も、高い満足度を維持しつつ、利用者の立場に立った管理運営を心がけるよう指導していく。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
3: 目標や計画を上回る成果があったもの
2: 目標や計画どおりの成果があったもの
1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

S: 5点加点
A: 3点加点
B: 0点
C: 3点減点
D: 5点減点

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市立ノバホール

所管課

市民部文化芸術課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
(公財)つくば文化 振興財団	つくばカピオ	指定管理	平成18年4月～	無
	つくば市立ノバホール	指定管理	平成18年4月～	無

つくば市立ノバホール
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和 4 年(2022 年)10 月 13 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 4 条第 2 項の規定による非公募で条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市立ノバホール
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市立ノバホール施設概要」 参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市立ノバホール施設概要」 参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市立ノバホール施設概要」 参照
- (5) 施設根拠 つくば市立ノバホール条例（昭和 62 年つくば市条例第 33 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市立ノバホール施設概要」 参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	税理士	高谷 豊	外部委員
3	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
4	市民委員	太崎 駿	

5	つくばで第九運営委員会委員長	野尻 潤一郎	庁内委員
6	市民委員	松永 太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市民部長（施設所管部長）	大久保 克己	
9	政策イノベーション部次長	大越 勝之	
10	財務部長	中島 弘志	

5 選定までの経過

令和4年8月1日（月）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月13日（木） 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：公益財団法人つくば文化振興財団

所在地：茨城県つくば市竹園一丁目10番地1

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	62,711千円	62,711千円
令和6年度	62,711千円	62,711千円
令和7年度	62,711千円	62,711千円
令和8年度	62,711千円	62,711千円
令和9年度	62,711千円	62,711千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 に基づき、申請者●を候補者として選定した。

つくばカピオ 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	5	3
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	5	3
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	5	3
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と 対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮され ているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配 慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			80	(基準点) 48
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	市民部文化芸術課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくばカピオ			
	所在地	つくば市竹園1丁目10番地1			
	関係条例等	つくばカピオ条例			
	設置目的	市民に文化活動、スポーツ活動等による交流の場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。			
指定管理者	名称	公益財団法人つくば文化振興財団			
	所在地	つくば市竹園1丁目10番地1			
指定管理業務の内容		指定管理者が行う業務 (1)利用に関する業務 ① 利用の受付及び許可 ② 利用料金の収受 ③ 利用の促進 (2)管理運営に関する業務 ① 組織体制及び人員配置等 ② 個人情報保護及び情報公開 ③ 事業計画書等の作成 ④ 事業報告書等の作成 ⑤ 環境への配慮 (3)維持管理に関する業務 ① 施設維持管理業務 ② 保守点検業務 ③ 運転操作及び監視業務 ④ 建築物環境衛生管理業務 ⑤ 植栽管理業務 ⑥ 備品管理業務 ⑦ 清掃業務 ⑧ 保安警備業務 ⑨ 掲示物・配布物の管理 (4)事業に関する業務 ① 市民への文化活動、スポーツ活動等の交流の場の提供 ② 文化活動及びスポーツ活動等の振興 ③ 公演、演劇、講座等の企画運営			
指定期間		平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)			
総合評価(年度評価)		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
		A	A	A	B

管理運営実績データ

施設名	つくばカピオ		
	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	文化やスポーツの交流の場として、多くの利用者があるため、より良質な市民サービスを提供し、稼働率を維持していくことにより、市民目線での良好な管理運営を行う。 目標値(利用率)は90%以上を維持する。	【平成30年度】 ・利用日数 : 326日 ・利用可能日数 : 350日 ・利用率 : 93% ・利用人数 : 198,514人 【令和元年度】 ・利用日数 : 326日 ・利用可能日数 : 350日 ・利用率 : 93% ・利用人数 : 200,029人 【令和2年度】 ・利用日数 : 218日 ・臨時休館 : 79日 ・利用可能日数 : 272日 ・利用率 : 80% ・利用人数 : 52,114人 【令和3年度】 ・利用日数 : 253日 ・臨時休館 : 55日 ・利用可能日数 : 292日 ・利用率 : 86% ・利用人数 : 83,687人	令和元年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、つくば市からの指示により施設の臨時休館などを行ったほか、利用者の判断による利用控えや予約のキャンセルがあり、平常時より利用率は低迷したが、令和3年度には「大声なし」のイベントでは100%の収容率に戻り、少しずつ利用者が増えてきた。 また、令和3年度にはキャッシュレス決済の導入等感染症拡大防止対策を行ったことで、令和2年度を上回る結果となった。
自主事業 (講座・セミナー等)	ホールの照明や音響などの効果や操作を体験することにより、施設に興味を持ってもらう企画を実施する。	【H30年度実績】 「バックステージツアー」 【R元年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止 【R2年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止 【R3年度実績】 新型コロナウイルスの影響により中止	例年自主事業として「バックステージツアー」を実施していたが、令和元年度以降は新型コロナウイルスの影響を受け、中止となった。

アンケートの実施状況 (利用者の満足度、 苦情等)	利用者の立場にたった施設運営を行う。また、利用者へのアンケートを実施し、利用者の意見や要望をもとに、職員研修等を行い、今後のサービス改善につなげていく。	〔H30年度利用者アンケート〕 回答数346件 ・管理状況 「満足」91% 「普通」9% 「不満」0% 「無回答」0% ・利用しやすさ 「満足」88% 「普通」11% 「不満」1% 「無回答」0% ・職員の対応 「満足」90% 「普通」9% 「不満」1% 「無回答」0% 〔R元年度利用者アンケート〕 回答数232件 ・管理状況 「満足」89% 「普通」9% 「不満」0% 「無回答」2% ・利用しやすさ 「満足」88% 「普通」9% 「不満」1% 「無回答」2% ・職員の対応 「満足」90% 「普通」8% 「不満」0% 「無回答」2% 〔R2年度利用者アンケート〕 回答数 688件 ・管理状況 「満足」95% 「普通」4% 「不満」0.5% 「無回答」0.5% ・利用しやすさ 「満足」93% 「普通」5% 「不満」1% 「無回答」1% ・職員の対応 「満足」94% 「普通」5% 「不満」0.2% 「無回答」0.8% 〔R3年度利用者アンケート〕 回答数 511件 ・管理状況 「満足」94.5% 「普通」4.9% 「不満」0.6% 「無回答」0% ・利用しやすさ 「満足」94.1% 「普通」5.5% 「不満」0.4% 「無回答」0% ・職員の対応 「満足」93.9% 「普通」5.7% 「不満」0.4% 「無回答」0%	全体を通してアンケートの結果、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。特に令和2、3年度は「管理状況」「利用のしやすさ」「職員の対応」とも93%以上が「満足」と回答しており、適切な管理運営が行われていることがうかがえる。
--	---	---	--

収支状況	〔H30年度計画〕 ・収入(合計:149,215,000円) - 指定管理料 114,500,500円 - 利用料収入 31,014,000円 - その他 3,701,000円 ・支出(合計:149,215,000円) - 人件費 34,608,000円 - その他経費 114,607,000円	〔H30年度決算〕 ・収入(合計:152,402,471円) - 指定管理料 114,500,500円 - 利用料収入 34,258,724円 - その他 3,643,747円 ・支出(合計:149,412,537円) - 人件費 31,104,513円 - その他経費 118,308,024円	令和元年度以降、新型コロナウイルスの影響により、つくば市の指示で臨時休館の期間があった。令和3年度は臨時休館期間以外では令和2年度よりも利用率が少しずつ増えてきたが、計画よりも利用料収入が少なくなっている。
	〔R元年度計画〕 ・収入(合計:150,200,000円) - 指定管理料 115,600,000円 - 利用料収入 31,000,000円 - その他 3,600,000円 ・支出(合計:150,200,000円) - 人件費 32,859,000円 - その他経費 117,341,000円	〔R元年度決算〕 ・収入(合計:148,630,692円) - 指定管理料 115,600,000円 - 利用料収入 29,517,114円 - その他 3,513,578円 ・支出(合計:146,622,500円) - 人件費 32,354,098円 - その他経費 114,268,402円	
	〔R2年度計画〕 ・収入(合計:152,700,000円) - 指定管理料 116,700,000円 - 利用料収入 32,000,000円 - その他 4,000,000円 ・支出(合計:152,700,000円) - 人件費 36,600,000円 - その他経費 116,100,000円	〔R2年度決算〕 ・収入(合計:131,955,931円) - 指定管理料 116,700,000円 - 利用料収入 12,906,516円 - 補償金 708,845円 - その他 1,640,570円 ・支出(合計:139,190,741円) - 人件費 32,580,584円 - その他経費 106,610,157円	
	〔R3年度計画〕 ・収入(合計:152,716,000円) - 指定管理料 116,700,000円 - 利用料収入 32,000,000円 - その他 4,016,000円 ・支出(合計:152,716,000円) - 人件費 35,277,000円 - その他経費 117,439,000円	〔R3年度決算〕 ・収入(合計:144,097,983円) - 指定管理料 116,700,000円 - 利用料収入 18,551,809円 - 補償金 6,926,786円 - その他 1,919,388円 ・支出(合計:145,177,366円) - 人件費 33,225,011円 - その他経費 111,952,355円	
		○差引収益 2,989,934円	
		○差引収益 2,008,192円	
		○差引収益 △7,234,810円	
		○差引収益 △1,079,383円	
		【利用料金の減免状況】 ・平成30年度 - 日数 74日 - 金額 8,211,170円 ・令和元年度 - 日数 95日 - 金額 9,517,320円 ・令和2年度 - 日数 21日 - 金額 1,475,650円 ・令和3年度 - 日数 23日 - 金額 1,660,360円	

2 評価結果

評 価 項 目		
(1) 管理状況		評 点
項目	視 点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	3
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	2
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	2
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	3
【評価の理由】 ①施設の維持管理については、仕様書に基づく管理のほか必要に応じた清掃、警備、保守点検、環境配慮等も法基準に則した保守管理を実施している。また、手指消毒液やアクリル板の設置、非接触型体温計の貸出し、キャッシュレス決済の導入等の新型コロナウイルス感染症対策を行っている。 ⑦危機管理体制については、警察と定期的に利用者状況を共有し、巡回の強化をお願いする等、連携を図っている。		
(2) 運営状況		評 点
項目	視 点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	2
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	2
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	3
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。地域の住民や団体との連携が図られているか。地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	2
【評価の理由】 ⑥高い稼働率であり利用者が多い中、受付時から使用時まで丁寧に対応することでアンケートの「職員の対応」で満足との回答が4年間平均で90%を超える結果につながった。		

2 評価結果

評 価 項 目		
(3) 収支状況		評 点
項目	視 点	
①管理運営経費の節減	管理経費を縮減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。	2
②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。	1
【評価の理由】 ②令和2年度から令和3年度にかけて新型コロナウイルス感染症対策のため施設の臨時休館を行ったほか、臨時休館期間以外も利用者の利用控えや予約のキャンセルが多かったため、利用料収入は計画よりも少なく、全体の収支はマイナスとなった。		

【総合評価】

合計評点	36	評価ランク	B
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			
(公財)つくば文化振興財団は、平成18年度からつくばカピオの指定管理を行っており、平成30年度から5期目に入っている。指定管理期間中は、高い稼働率を維持し、利用者からのアンケートでも高い評価を得るなど、アリーナとホールを持つ施設として多目的に利用できる特性を生かし、効率的な管理運営が行われている。 収支状況についても、令和2年度と令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため、臨時休館や利用の減少の影響により収入は減少したが、これまでの実績を考慮すると安定しており、指定管理者による経営努力が認められ、評価に値する。また、何らかの問題が発生した場合でも、つくばカピオの職員から速やかに担当課への報告が行われており、状況に応じて、迅速かつ適切な対応ができていた点も評価できる。 今後も、高い満足度を維持しつつ、利用者の立場に立った管理運営を心がけるよう指導していく。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4: 目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があがったもの
 3: 目標や計画を上回る成果があったもの
 2: 目標や計画どおりの成果があったもの
 1: 工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
 0: 目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S: 総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A: 総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B: 総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C: 総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D: 総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S: 5点加
 A: 3点加
 B: 0点
 C: 3点減
 D: 5点減

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくばカピオ

所管課

市民部文化芸術課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
(公財)つくば文化 振興財団	つくば市立ノバホール	指定管理	平成18年4月～	無
	つくばカピオ	指定管理	平成18年4月～	無

つくば
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和 4 年(2022 年)10 月 13 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 4 条第 2 項の規定による非公募で条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくばカピオ
- (2) 所在地 資料 2 「つくばカピオ施設概要」 参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくばカピオ施設概要」 参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくばカピオ施設概要」 参照
- (5) 施設根拠 つくばカピオ条例（平成 8 年つくば市条例第 8 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくばカピオ施設概要」 参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	税理士	高谷 豊	外部委員
3	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	
4	市民委員	太崎 駿	

5	つくば子ども劇場 代表	瀧渦 京子	庁内委員
6	市民委員	松永 太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市民部長（施設所管部長）	大久保 克己	
9	政策イノベーション部次長	大越 勝之	
10	財務部長	中島 弘志	

5 選定までの経過

令和4年8月1日（月）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月13日（木） 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名称：公益財団法人つくば文化振興財団

所在地：茨城県つくば市竹園一丁目10番地1

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	118,488 千円	118,488 千円
令和6年度	118,488 千円	118,488 千円
令和7年度	118,488 千円	118,488 千円
令和8年度	118,488 千円	118,488 千円
令和9年度	118,488 千円	118,488 千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

(2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

(1) 候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 に基づき、申請者●を候補者として選定した。

つくば市ふれあいプラザ 指定管理者候補者選定検討会議 採点表

配 点

5: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通 4=普通より優れている 5=優れている

7: 1=好ましくない 2=普通より劣る 3=普通よりやや劣る 4=普通 5=普通よりやや優れている 6=普通より優れている 7=優れている

審 査 項 目		指定申請書の様式	配点	中間値
1	管理運営上の経営方針 ※事業計画が、設置目的や制度導入の目的と合っているか	様式第2号	5	3
2	安全・安心面からの対応 ※管理運営の具体策など特徴的な対応が図られているか ※来館者の安全対策、事故防止に配慮されているか	様式第2号	7	4
3	施設管理の実施 ※業務に対応できる職員が配置されているか ※職員の研修計画、経理などが考慮されているか	様式第2号	7	4
4	施設の運営(1) ※募集要項、仕様書に指定された業務が網羅されているか ※上記の業務内容に、独自のアイデア等が加えられているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2)(3) 積算内訳	7	4
	施設の運営(2) ※サービス向上の方策や利用者の要望の把握と実施策、トラブルの未然防止と 対処方法が考慮されているか ※利用者増加の具体的方策が考慮されているか(利用促進策)	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(3) ※地域や他施設との連携等が考慮されているか ※平等な利用の確保が図られているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
	施設の運営(4) ※市民のニーズを反映したサービスを提供するための方策や体制が考慮され ているか ※市内業者や地域住民の活用等、地域活性化の観点が取り入れられているか	様式第2号 様式第3号(2)(3)	5	3
5	個人情報保護 ※内部規約の整備や実施基準等が考慮されているか	様式第2号	5	3
6	緊急時の対応 ※防犯及び防災の対応、その他緊急時の対応策が考慮されているか	様式第2号	5	3
7	団体の理念 ※団体の経営方針や今回の申請理由が、施設の設置目的と合っているか	様式第2号	5	3
8	環境への配慮 ※施設の管理や運営及び自主事業等において、CO2削減方策等、環境への配 慮が十分なされているか	様式第2号、 様式第3号(1)(2) 積算内訳	5	3
9	管理運営に関する収支予算 ※仕様書にある必要経費や人件費、その他の経費が見込まれているか ※収支計画に無理はないか ※合理的な経営により経費の縮減が図られているか	様式第3号(1) 積算内訳	5	3
10	経営状況等 ※安定した管理運営を行なえる経営基盤を有しているか ※安定した管理運営を行なえる人的能力を有しているか	様式第4号、活動状 況、事業報告書、収 支決算書、納税	5	3
11	団体の事業内容による管理運営の妥当性 ※団体の事業内容等が施設の設置目的と合っているか ※過去に同種又は、類似業務の実績があるか	様式第4号、定款等 活動状況、事業報告 書	5	3
12	職員の労働環境等 ※労働関係法令が遵守されているか	様式第2号、積算内 訳、労働環境確認 シート	5	3
13	その他、総合的に見た熱意等 ※管理運営の基本方針に合った自主事業の提案など		5	3
14	実績評価による加減点(-5、-3、0、3、5)	実績評価表		
合 計 点 数			86	(基準点) 51
適 ・ 否				

つくば市指定管理者実績評価表

所管課	市民部文化芸術課
評価対象期間	平成30年(2018年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで(4年間)

1 施設の概要

施設概要	名称	つくば市ふれあいプラザ			
	所在地	つくば市下岩崎2164番地1			
	関係条例等	つくば市ふれあいプラザ条例			
	設置目的	市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、生涯にわたる学習活動を総合的に支援することにより、豊かな生涯学習社会の実現に寄与する。			
指定管理者	名称	常陸興業株式会社			
	所在地	茨城県つくば市田中1113番地			
指定管理業務の内容		施設の維持管理の他、生涯学習に関する情報の収集や提供及び生涯学習に係る講座等の事業の実施などふれあいプラザの管理運営。 主な指定管理業務は、 (1)利用に関する業務 ・利用の受付・許可 ・利用料金の收受 ・利用の促進 ・フィットネスプールの供用 ・保育室の供用 (2)管理運営に関する業務 ・組織体制及び人員配置等 ・個人情報保護及び情報公開 ・事業計画書等の作成 ・事業報告書等の作成 ・環境への配慮 (3)維持管理に関する業務 ・施設維持管理業務 ・保守点検業務 ・運転操作及び監視業務 ・建築物環境衛生管理業務 ・植栽管理業務 ・備品管理業務 ・清掃業務 ・警備保安業務 ・掲示物、配布物の管理 (4)事業に関する業務 ・生涯学習に関する情報の収集及び提供 ・生涯学習に関する事業を行う団体との連携及び交流の支援 ・生涯学習に係る講演会、講習会、講座等の企画運営			
指定期間		平成30年(2018年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日まで(5年間)			
総合評価(年度評価)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
	A	A	A	A	

管理運営実績データ

施設名	つくば市ふれあいプラザ		
	目標・計画等	実績	原因・指示・勧告等
利用者数 稼働率等	生涯学習・情報発信のキーステーションとして広く活用されるよう運営に努めるとともに、地域コミュニティの拠点となるよう施設の魅力化を図る。 ◆サークル設立へのサポート ◆積極的な広報活動 ◆統計による分析	◇平成30年度実績(ホール、研修室、会議室、軽運動室等ほか4室、プール、保育室、展示コーナー) ・総利用者数 70,003人 ・うち免除者数 35,873人 (免除率 51.24%) ◇令和元年度実績(ホール、研修室、会議室、軽運動室等ほか4室、プール、保育室、展示コーナー) ・総利用者数 62,753人 ・うち免除者数 30,270人 (免除率 48.24%) ◇令和2年度実績(ホール、研修室、会議室、軽運動室等ほか4室、プール、保育室、展示コーナー) ・総利用者数 27,738人 ・うち免除者数 15,386人 (免除率 55.47%) ◇令和3年度実績(ホール、研修室、会議室、軽運動室等ほか4室、プール、保育室、展示コーナー) ・総利用者数 36,940人 ・うち免除者数 19,664人 (免除率 53.23%)	総利用者数、免除者数ともに令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においても流行前の水準までには回復していない。 引き続き、市民が利用しやすい施設運営に努める。
自主事業 (講座・セミナー等)	生涯学習の幅広いニーズに対応するため、要請に即した自主事業を企画・開催する。 ◆施設の特性を生かした講座・イベントの実施 ◆少子高齢化・国際化等に対応した企画	◇平成30年度講座開講実績(通年: プール、パソコン、外国語、料理、運動、音楽、芸術、親子、文化、伝承、その他) ・講座数 655講座 ・開講数 1,802回 ・参加者総数 11,411人 ◇平成30年度イベント実績 ・イベント数 14回 ・参加者総数 2,448人 ◇令和元年度講座開講実績(通年: プール、パソコン、外国語、料理、運動、音楽、芸術、親子、文化、伝承、その他) ・講座数 620講座 ・開講数 1,680回 ・参加者総数 10,948人 ◇令和元年度イベント実績 ・イベント数 10回 ・参加者総数 2,818人 ◇令和2年度講座開講実績(通年: プール、パソコン、外国語、料理、運動、音楽、芸術、親子、文化、伝承、その他) ・講座数 308講座 ・開講コマ数 934回 ・参加者総数 5,854人 ◇令和2年度イベント実績 ・イベント数 3回 ◇令和3年度講座開講実績(通年: プール、パソコン、外国語、料理、運動、音楽、芸術、親子、文化、伝承、その他) ・講座数 491講座 ・開講コマ数 1,683回 ・延べ参加者数 10,092人 ◇令和3年度イベント実績 ・イベント数 2回 ・jazzイベント2021 ・合同発表会	講座数及び講座の開講数は、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においても流行前の水準までには回復していない。 引き続き、利用者のニーズに応じた講座の開催や積極的な広報活動を通じて、参加者の増加に繋げていきたい。 また、令和3年度は、利用者等の強い要望もあり、十分な感染対策を講じた上でjazzイベント及び合同発表会を開催し、いずれも参加者・観覧者からも高い評価を得ている。

アンケートの実施状況 (利用者の満足度、苦情等)	利用者からの意見聴取など積極的に情報収集を行うとともに情報を分析し、施設運営に反映させる。 ◆情報収集 ◆緊急時の対応の整備 ◆職員の研修	平成30年度回答数 880件 ◇管理状況 満足:84.1%、普通:13.9% 不満:2.0% ◇利用しやすさ 満足:81.5% 普通:17.0% 不満:1.5% ◇職員の対応 満足:85.1% 普通:14.1% 不満:0.8% 令和元年度回答数 880件 ◇管理状況 満足:80.1% 普通:17.9% 不満:2.1% ◇利用しやすさ 満足:79.4% 普通:18.9% 不満:1.7% ◇職員の対応 満足:80.0% 普通:18.4% 不満:1.6% 令和2年度回答数 442件 ◇管理状況 「満足」:84.9%「普通」:14.2% 「不満」:0.9% ◇利用しやすさ 「満足」:83.0%「普通」:15.9% 「不満」:1.1% ◇職員の対応 「満足」:85.8%「普通」:13.7% 「不満」:0.5% 令和3年度回答数 941件 ◇管理状況 「満足」:88.4%「普通」:10.8% 不満:0.7% ◇利用しやすさ 「満足」:82.0%「普通」:15.3% 「不満」:2.8% ◇職員の対応 「満足」:86.0%「普通」:13.7% 「不満」:0.3%	指定期間を通じて、アンケートの結果、利用者の満足度は全体的に高いと評価できる。「管理状況」、「利用しやすさ」、「職員の対応」とも高い数値を示しており、利用者に対して適切な対応がされていると考えられる。引き続き適切なサービスの提供に努めるよう期待する。
収支状況	経費状況を常に把握し、計画的執行に努める。経費削減に努め、費用対効果の心構えを持ち業務を遂行する。 平成30年度収支計画 ・収入(合計:80,783,400円) 指定管理料 57,160,400円 利用料収入 6,550,000円 その他 17,073,000円 ・支出(合計:80,783,400円) 人件費 38,930,000円 その他経費 41,853,400円 令和元年度収支計画 ・収入(合計:78,489,000円) 指定管理料 57,160,000円 利用料収入 5,200,000円 その他 16,129,000円 ・支出(合計:81,896,000円) 人件費 40,510,000円 その他経費 41,386,000円 令和2年度収支計画 ・収入(合計:81,894,924円) 指定管理料 58,218,924円 利用料収入 5,200,000円 その他 18,476,000円 ・支出(合計:81,894,000円) 人件費 40,510,000円 その他経費 41,384,000円 差引 924円 令和3年度収支計画 ・収入(合計:78,728,000円) 指定管理料 58,218,000円 利用料収入 5,000,000円 その他 15,510,000円 ・支出(合計:78,728,000円) 人件費 39,310,000円 その他経費 39,418,000円	平成30年度収支実績 ◇収入(合計:76,787,189円) 指定管理料 57,160,400円 利用料収入 4,782,847円 その他 14,843,942円 ◇支出(合計:77,490,639円) 人件費 37,971,637円 その他経費 39,519,002円 差引 -703,450円 令和元年度収支実績 ◇収入(合計:75,252,839円) 指定管理料 57,689,662円 利用料収入 4,360,570円 その他 13,202,607円 ◇支出(合計:74,391,270円) 人件費 38,714,077円 その他経費 35,677,193円 差引 861,569円 令和2年度収支実績 ◇収入(合計:66,932,555円) 指定管理料 58,218,924円 利用料収入 1,917,420円 その他 6,796,211円 ◇支出(合計:65,609,423円) 人件費 37,434,078円 その他経費 28,175,345円 差引 1,323,132円 ◇令和3年度収支実績 ・収入(合計:73,934,402円) 指定管理料 58,218,924円 利用料収入 3,055,660円 その他 12,659,818円 ・支出(合計:71,899,536円) 人件費 37,665,364円 その他経費 34,234,172円 収支差引 2,034,866円	利用料収入は、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているため、令和3年度においても流行前の水準までには回復していない。しかし、支出面では、指定期間を通じて、経費の節減等に努めたことによって、計画よりも低く抑えられていることから、指定管理者の経営努力がうかがえる。

2 評価結果

評価項目		
(1)管理状況		評価点
項目	視点	
①適切な管理の履行	協定や事業計画に沿った管理が適切に履行されているか。(清掃、警備、保守点検、環境配慮等)	2
②適切な職員配置	職員配置は適切か。(有資格者等の配置)	2
③職員研修・人材育成	職員教育、育成は適切に行われたか。(就業規則、接遇等研修、法令、情報管理等)	3
④職員の労働環境	労働条件や労働環境は適正か。	2
⑤個人情報の取り扱い	個人情報保護及び情報公開は適切に行われたか。	2
⑥安全対策・事故防止対策	来館者の安全対策、事故防止策は適切であったか。	3
⑦危機管理体制	防犯及び防災、その他事故等緊急時の体制、対応は十分であったか。	3
【評価の理由】 ③消防訓練や救命救急講習の他、プール従事者の入替えに応じて、水難訓練講習を実施した。 ⑥事前に利用者に告知をした上で通常開館時間に避難訓練を行うことで、より緊張感を持った訓練を行うことができた。 ⑦営業時間中の即時対応策として、設備復旧研修を全職員を対象に実施した。		
(2)運営状況		評価点
項目	視点	
①平等利用の確保	平等・公平な利用に配慮されていたか。	2
②指定事業の実施	仕様書に指定された事業が計画通り実施されたか。	2
③自主事業の実施	事業者の創意工夫によるサービスの向上や利用促進策が予定通り図られたか。	3
④利用者意見の反映	利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組がなされているか。	3
⑤意見・苦情等への対応	利用者からの苦情やトラブルに対し、適切に対応したか。	2
⑥利用者満足度	利用者アンケート等の結果、施設利用者の満足が得られているか。	2
⑦利用実績	利用者数・利用料金収入を増加する又は確保するための取組がなされているか。(導入前との比較、導入後の推移等)	2
⑧地域との関わり	市民のニーズを反映した取組がなされたか。 地域の住民や団体との連携が図られているか。 地元住民や地元業者の活用等、地域活性化に貢献しているか。	2
【評価の理由】 ③新型コロナウイルスの感染対策を徹底した上で講座の見直しやカリキュラムの見直し等を行い、幅広いジャンルの講座を開講できたことで、受講者の好評を得ることができた。また、サークル発表会では新型コロナウイルス感染症対策として、観覧者事前予約制、各発表後の団体・客席総入れ替え制とするなどの工夫を行った。 ④利用者アンケート等を継続的に実施することにより、利用者の要望やニーズを把握し、人気のある講座を増設する等、運営に反映させる取り組みがなされている。		

2 評価結果

評価項目		
(3) 収支状況	項目	視点
	①管理運営経費の節減	管理経費を削減するため、効果的・効率的な執行がなされたか。
	②事業収支	収支計画は、計画どおり達成されたか。
	【評価の理由】	

【総合評価】

合計評価	39	評価ランク	A
【総評】 ※評価を踏まえ、翌年度の指導方針や、指定管理者制度の導入目的が達成されているかを記載する。			
指定期間を通じて、施設管理や運営状況ともに適正に実施されている。また、講座の開講や自主イベントの開催等、積極的な活動が利用者アンケートにおける高い評価へと繋がっていると思われる。 新型コロナウイルス感染症の終息の見通しがいまだ見えず、厳しい状況の中での指定管理運営がこの先も続くと思込まれるが、地域に根差した幅広い利用者に支持されるような施設となるよう市としても指導助言を行っていきたい。			

※添付書類

事業報告書(月別施設別利用者数一覧、月別施設別稼働率一覧、自主事業実績、利用者満足度調査(アンケート調査等)結果、苦情一覧、収支報告書等)、モニタリングチェックシート、労働環境確認シート

【評価の基準】

- 4:目標や計画を大幅に上回るすばらしい成果があったもの
 3:目標や計画を上回る成果があったもの
 2:目標や計画どおりの成果があったもの
 1:工夫や改善は認められるが、結果的に目標や計画を下回っており、さらなる努力が必要なものの
 0:目標や計画を下回っており、(所管部署の指導にもかかわらず、)工夫、改善が足りないもの

※ ただし、採点に当たっては、目標設定の度合いを考慮して行うことができる。

【総合評価の基準】

- S:総合的に評価した結果、特に優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が49点以上)
 A:総合的に評価した結果、優れていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が39～48点)
 B:総合的に評価した結果、適正に運営されていると認められる
 (0点の項目が無く、合計点が30～38点)
 C:総合的に評価した結果、さらなる努力が必要であると認められる
 (合計点が18～29点、ただし、合計点が29点以上であっても0点の項目がある場合)
 D:総合的に評価した結果、改善すべき点があると認められる
 (合計点が17点以下)

【採点表へ反映させる加減点】

上記総合評価の基準により、下表の加減点を採点表へ反映させる。

- S:5点加
 A:3点加
 B:0点
 C:3点減
 D:5点減

※更新年度評価での加減点とし、年度評価及び最終評価では考慮しない。

類似施設業務実績一覧表

指定管理者を募集する施設

つくば市ふれあいプラザ

所管課

市民部文化芸術課

申請者名	施設名称(所在地)	運営形態 (指定管理・委託 ・その他)	管理期間	評価書類 の有無
常陸興業株式会社	つくば市ふれあいプラザ	指定管理	平成17年4月～	無

つくば市ふれあいプラザ
指定管理者候補者選定検討結果報告書（案）

令和 4 年(2022 年)10 月 13 日
つくば市指定管理者候補者選定検討会議
(事務局：つくば市政策イノベーション部企画経営課)

「地方自治法」（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項による公の施設の指定管理者の指定に当たり、「つくば市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」（平成 16 年つくば市条例第 37 号。以下「条例」という。）第 4 条第 1 項の規定による指定管理者候補者の選定を公平かつ適正に行うため、つくば市指定管理者候補者選定検討会議（以下「検討会議」という。資料 1 参照）を開催し、条例第 2 条の規定による指定管理者の公募に応じて条例第 3 条の規定による指定管理者の指定の申請をしたものについて、指定予定施設の指定管理者候補者の選定に係る検討を行ったので、その結果を報告する。

1 指定管理者制度が創設された背景と目的

公の施設の管理は、その適正な管理の確保を図るため、公共的団体などに委託先が限定されてきた。しかし、多様化する住民ニーズへの対応には、民間事業者のノウハウを活用することが有効であると考えられるようになり、住民サービスの向上とともに管理経費の節減を図る目的で、平成 15 年に指定管理者制度が創設された。

2 施設の概要

- (1) 名称 つくば市ふれあいプラザ
- (2) 所在地 資料 2 「つくば市ふれあいプラザ施設概要」参照
- (3) 施設の設置目的 資料 2 「つくば市ふれあいプラザ施設概要」参照
- (4) 設置年 資料 2 「つくば市ふれあいプラザ施設概要」参照
- (5) 施設根拠 つくば市ふれあいプラザ条例（平成 16 年つくば市条例第 39 号）
- (6) 施設の概要等 資料 2 「つくば市ふれあいプラザ施設概要」参照

3 指定予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 つくば市指定管理者候補者選定検討会議委員名簿

	所 属 等	氏 名	備 考
1	副市長	松本 玲子	座長
2	元学校長・つくば市生涯学習審議会委員	岡田 克司	外部委員
3	税理士	高谷 豊	
4	茨城大学 社会連携センター 講師	武田 直樹	

5	市民委員	太崎 駿	庁内委員
6	市民委員	松永 太	
7	社会保険労務士	宮田 美冬	
8	市民部長（施設所管部長）	大久保 克己	
9	政策イノベーション部次長	大越 勝之	
10	総務部長	篠塚 英司	

5 選定までの経過

令和4年7月11日（月）～令和4年8月10日（水） 募集要項配布

令和4年7月11日（月）～令和4年7月29日（金） 質問受付

令和4年7月21日（木） 現地説明会

令和4年7月21日（木）～令和4年8月10日（水） 申請書類受付

令和4年8月12日（金）～令和4年9月28日（水）

第一次審査（市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課による書類審査）

令和4年9月29日（木） 第1回指定管理者候補者選定検討会議開催

令和4年10月13日（木） 第2回指定管理者候補者選定検討会議開催

第二次審査（実績評価説明、プレゼンテーション、候補者選定等）

6 申請者の名称及び所在地（受付順）

【申請者1】 名 称：常陸興業株式会社

所在地：茨城県つくば市田中1113番地

7 申請者の指定管理料提示額

年度	申請者1	市上限額
令和5年度	62,182 千円	62,182 千円
令和6年度	62,182 千円	62,182 千円
令和7年度	62,182 千円	62,182 千円
令和8年度	62,182 千円	62,182 千円
令和9年度	62,182 千円	62,182 千円

8 審査

申請要項に基づき、第一次審査及び第二次審査を実施した。

- (1) 第一次審査（書類審査／市民部文化芸術課、政策イノベーション部企画経営課）

募集要項に基づく申請書類、資格要件等に関する審査

- (2) 第二次審査（プレゼンテーション／検討会議）

- ① 申請者によるプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリング
- ② 選定方法に基づく審査

9 選定方法

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準（資料 3 参照）に基づき、採点表（資料 4 参照）を用いて選定を行った。

10 選定結果

- (1) 候補者

【申請者●】

名 称：

所在地：

代表者：

設 立：

資本金：

事業内容：

主な実績：

11 選定理由

つくば市指定管理者候補者及び次点候補者の選定に関する基準第 6 条の 2 に基づき、申請者●を候補者として選定した。